

街の不動産トラブルを解決する

調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解決に続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。



秋山照夫氏

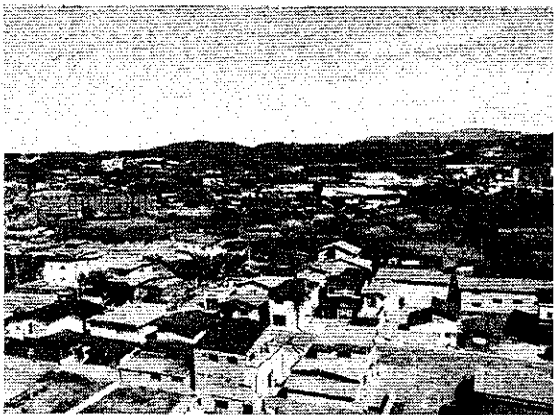
私が以前関わったトラブルで、まったく価値を生むこと事例を紹介いたします。あるのなにもなくなってしまった建物と土地を、複数名で相続した。結果的に裁判をするようなは建物と土地を売却したいと流れになったのですが、これ考えたのですが、ある1人がもなかなかスムーズには進ん売却に反対をしました。結局、その建物と土地はしばらく手つかずの状態になってしまっており、売却や活用をすれば収益を生むにも関わらず、経済的な損失も大きくなってしまっているケースがあります。

同じようなトラブルを抱えている方は多いと思います。だからこそ、同様のケースのトラブル解決をサポートしたいと思い、ADR調停人候補

【調停人候補者】

秋山照夫氏

株式会社TERAAS（神奈川県川崎市）



相続人の意見がまとまらず、価値を生まない不動産になることも

建築と不動産の両面で

私は建築関連の業務がメインなのですが、不動産方面の方との連携も大切だと考えています。トラブル解決という面でも、建築と不動産の両面からアプローチしたいと考えています。

また、お客様に建物をご提案する際、トラブルを抱えるお客様に対しても、裁判以外の解決の道筋があることをお伝えすることは、お客様からのニーズがあるのではないかと考えています。そのような場合は、特にトラブル解決の専門家として自身自身をPRできるADR調停人候補者資格は役に立つのではないかと思います。（一級建築士／認定ま